
○議長（近藤八郎君） ただいまから、休会を解き、令和4年下川町議会定例会を再開し、5月第3回臨時会議を開会いたします。

ただいまの出席議員数は、全員の8人です。

定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりです。

○議長（近藤八郎君） 日程第1 「会議録署名議員の指名」を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、下川町議会会議条例第123条の規定により、3番 大西 功 議員及び4番 春日隆司 議員を指名いたします。

○議長（近藤八郎君） 日程第2 「委員会報告」

議会の運営について、議会運営委員長から報告をいただきます。

我孫子洋昌 議会運営委員長。

○議会運営委員長（我孫子洋昌君） 令和4年下川町議会定例会5月第3回臨時会議の運営について、本日開催いたしました議会運営委員会の審議結果を御報告いたします。

本日は、5月第3回臨時会議に提案されます議案等の審議要領等について審議を行いました。

5月第3回臨時会議の提案事項については、町長提案が2件で、内容は、行政報告1件、条例改正1件であります。

また、議会提案は1件で、内容は委員会報告1件であります。

これらの状況を考慮し、5月第3回臨時会議の本会議については、本日1日とすることといたしました。

次に、提案議案等の審議要領等についてであります。本日提案される町長提案2件、議会提案1件、合わせて3件につきましては、いずれも本会議において報告、審議を行うことにいたしました。

以上、議会運営委員会における審査結果報告といたします。

○議長（近藤八郎君） ただいま報告がありましたが、委員長の報告のとおり、5月第3回臨時会議の審議を要する期間について、本日1日限りとしてよろしいですか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 異議なしと認め、5月第3回臨時会議の本会議の審議を要する期間は、本日1日限りといたします。

以上で委員会報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第3 「諸般の報告」を行います。

報告事項は、お手元に配布しておりますので、朗読を省略し、報告といたします。
以上で諸般の報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第4 「行政報告」を行います。
町長。

○町長（谷 一之君） 皆さんおはようございます。行政報告を述べさせていただく前に、開会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

この時期、5月の下旬を迎え、日一日と初夏の漂いを感じる季節となってまいりました。このような折、議員各位には、先般の5月第2回臨時会議が開かれてから日が浅い中、第3回臨時会議の御案内をさせていただくことになりましたが、大変御多用中にも関わらず、御出席賜りましたことに心から感謝申し上げます。

この後、行政報告と議案提案をさせていただく事案となりますが、これは職員の不祥事に係る事件であり、それぞれ当該職員に対して断腸の思いで処分の手続を踏んだところでございまして、その報告と、私どもの責任を明確にしていくものでございます。

議員各位には、慎重な御審議をお願い申し上げ、開会の御挨拶に代えさせていただきます。

それでは、行政報告をさせていただきます。

職員の不祥事に係る懲戒処分等について、御報告申し上げます。

当該職員は、令和3年2月から令和3年11月までの期間において、時間外勤務手当を不正に入力し、令和3年3月から令和3年12月までの支給月において、286時間分の時間外勤務手当を不正に受給し、合計37万5,098円を横領したものであります。

このことは地方公務員として著しい信用失墜行為であるとともに、全体の奉仕者たるにふさわしくない非行であると判断し、地方公務員法第29条第1項第3号、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例及び、職員の懲戒処分並びに訓告及び嚴重注意の措置に関する要綱に基づき、5月20日、免職とする懲戒処分を行いました。なお、不正受給した金額については、全額弁済されているところであります。

また、当時の管理監督者である職員につきましても、職務上の注意義務を十分に果たしていたとは言い難いことから、訓告としております。

併せて、町長、副町長につきましても、本臨時会議において、処分に係る提案をさせていただいているところでございます。

今回の事件につきましては、公務員として重大な信用失墜行為であるとともに、町民の皆様の信頼を損ない、誠に申し訳なく、深くお詫び申し上げますとともに、今後このようなことがないように、職員の指導及び管理監督の徹底を図ってまいり所存でございます。

以上申し上げ、職員の不祥事に係ります懲戒処分等の行政報告とさせていただきます。以上です。

○議長（近藤八郎君） 以上で行政報告を終わります。

○議長（近藤八郎君） 日程第 5 議案第 3 号「下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（谷 一之君） 議案第 3 号 下川町特別職の職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例について、提案理由を申し上げます。

本案は、町長及び副町長の給料月額について減額をするものであります。

改正の内容は、町長及び副町長の 6 月分給料を 5%減額し、町長の給料につきましては、現行の 73 万円を 69 万 3,500 円に、副町長の給料につきましては、現行の 58 万 4,000 円を 55 万 4,800 円とするものであります。

この給料の減額につきましては、行政報告でも述べさせていただいたところでありませんが、職員の不祥事につきまして、責任を明確にさせていただくため、本条例を提案した次第でございます。

今後、このような行為等が起らないよう、職員の指導及び管理監督を徹底することを申し上げ、提案理由とさせていただきますので、よろしく御審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます。以上です。

○議長（近藤八郎君） ただいま提案理由の説明がありました。これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近藤八郎君） 質疑なしと認めます。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） ないようですので、次に、原案に賛成者の発言を許します。

（な し）

○議長（近藤八郎君） 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 号を採決します。

本案は、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（賛成者起立）

○議長（近藤八郎君） 全員起立です。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決されました。

○議長（近藤八郎君） 以上をもちまして、本会議に付議されました案件の審議は全て終了いたしました。

これをもって、令和4年下川町議会定例会5月第3回臨時会議を閉会といたします。

午前10時24分 閉会

○議長（近藤八郎君） ここで町長から申し出により挨拶がございます。

○町長（谷 一之君） 臨時会議の閉会に当たりまして、一言御挨拶を申し上げたいと存じます。

議員各位には、今臨時会議におきまして、大変御多用の中、全員の御出席を賜り、提案させていただいた案件をお認めいただいたことに深く感謝申し上げる次第でございます。

行政報告でも申し上げ、重複することになりますが、改めてこのような事件の再発防止に努めることを決意を持って取り組む所存でございますので、更なる御指導を賜りますことを心よりお願い申し上げ、閉会に当たりましての御挨拶に代えさせていただきます。本日は誠にありがとうございました。

○議長（近藤八郎君） 本日は、以上をもって散会といたします。御苦労さまでございました。